

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議
開 催 日 時	令和3年2月8日（月）午前9時9分～午前11時8分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	<p>關野副市長、神田市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長 （担当課1）</p> <p>永里政策企画課長、櫻井同課長補佐、松尾同課政策企画係長、佐賀同課同係主査、望月総務部参事兼財産管理課長、深澤同課主幹兼課長補佐 （担当課2）</p> <p>又賀危機管理室長 （担当課3）</p> <p>佐藤福祉部参事兼福祉相談課長、西田同課長補佐、下川同課地域福祉係主事 （担当課4）</p> <p>菊島福祉部次長兼障害福祉課長、西内同課主幹兼課長補佐、辻同課障害給付係主査 （担当課5）</p> <p>望月長寿はつらつ課長、増田同課長補佐兼高齢者支援係長、山崎同課地域包括ケア推進係主査、吉崎同課介護保険係主任 （担当課6）</p> <p>宇野審議監兼まちづくり推進課長、飯泉同課長補佐、榎本同課交通政策係長、海老名同課同係主任、牧原同課同係主事 （事務局）</p> <p>永里政策企画課長、櫻井同課長補佐、村岡同課政策企画係主事</p>

会 議 内 容	<ol style="list-style-type: none">1 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（案）2 第4次朝霞市防犯推進計画（案）3 第4期朝霞市地域福祉計画（案）4 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画（案）5 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）6 朝霞市地域公共交通計画（案）
---------	--

<p>会 議 資 料</p>	<p>【1】資料1 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（概要）</p> <p>【1】参考資料1 （仮称）あさかFMアクションプラン（素案）に係るパブリック・コメント 実施結果</p> <p>【1】参考資料2 （仮称）あさかFMアクションプラン策定に係る市民意見交換会 開催報告書</p> <p>【1】参考資料3 令和2年度第3回検討委員会における意見を踏まえた修正一覧</p> <p>【2】資料1 第4次朝霞市防犯推進計画（案）</p> <p>【3】資料1 第4期朝霞市地域福祉計画（案）について（概要）</p> <p>【3】資料2 第4期朝霞市地域福祉計画 第4期朝霞市地域福祉活動計画（案）</p> <p>【4】資料1 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画（案）について（概要）</p> <p>【4】資料2 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画（案）</p> <p>【5】資料1 「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）」について（概要）</p> <p>【5】資料2 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）</p> <p>【6】資料1 朝霞市地域公共交通計画（案）</p> <p>【6】資料2 朝霞市地域公共交通計画 概要版（案）</p>				
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</p> <table border="1" data-bbox="454 1391 933 1489"> <tr> <td data-bbox="454 1391 933 1444">電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td data-bbox="933 1391 1399 1444"><input type="checkbox"/>会議録の確認後消去</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1444 933 1489"></td> <td data-bbox="933 1444 1399 1489"><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去		<input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去				
	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月				
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>					

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（案）

【説明】

（担当課 1：櫻井政策企画課長補佐）

まず、昨年11月に開催した庁議以降の経過だが、パブリックコメントを実施したほか、同時期に、市民意見交換会や職員コメントを行うとともに、全員協議会において市議会へ報告し、素案に対する意見をいただいた。

それらの御意見への対応について検討し、その結果を踏まえて修正した案を、先月、公共施設等総合管理計画検討委員会に示し、意見をいただき、取りまとめたものが資料1である。

また、参考資料1は、パブリックコメントの実施結果、参考資料2は、市民意見交換会の開催報告、参考資料3は、先月開催した検討委員会における意見を踏まえた修正一覧をそれぞれまとめたものである。

本日は、資料1に沿って、前回の庁議以降に修正した箇所を中心に主なものについて、説明する。

資料1を御覧いただきたい。

まず、表紙だが、パブリックコメント、市民意見交換会、全員協議会等において、計画名が分かり難いなど、計画名の修正を望む意見をいただいたので、検討した結果、これまでは仮称としていたこと、また、市民に分かり易い名前にとのことで、公共施設等総合管理計画の個別具体的な実施の部分に補う計画という位置づけを踏まえ、計画名を「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」とした。

続いて、60ページを御覧いただきたい。

検討委員会において、「評価結果等をまとめた表において、いつ時点の調査結果か分かるようにした方が良い。」との意見があったので、調査年度を記載するとともに、計画内の他のデータ等についても、必要と思われる箇所に同様の追記をした。

67ページを御覧いただきたい。

昨年12月の市議会定例会において、栄町学校給食センターの廃止に伴う、設管条例の改正が可決されたことを受け、「（1）第1期にて改修等の実施を検討する施設」の本文、下2行に、今後の実施計画から栄町学校給食センターを対象外とする旨を追記した。

また、それを受け、78ページ、79ページの、更新・改修費等についても、同給食センターに関する費用を除いたものに修正している。

なお、67ページより前の「現状と課題の整理や、対策の検討」など各項目においては、これまでの検討過程を示すことから、同給食センターの記述は残すこととした。

次に、81ページを御覧いただきたい。

「⑤建物維持管理マニュアルに基づく予防保全の推進」だが、検討委員会において、「市民が壊れている箇所を発見し通報するデジタルプラットフォームをつくるなど、今後の取

組の中で、視覚化やコミュニケーションの充実といったことを記載してもよいのでは。」との意見があった。

現状では、例えば、道路の異常箇所の連絡などの例もあるが、利用者からの施設の劣化や故障等に関する情報提供の手法を検討する旨の一文を、最後に一行、追記した。

次に86ページを御覧いただきたい。

「(1) 将来的な施設の方向性を踏まえた改修内容の精査」だが、パブリックコメントにおいて、「改修等に当たっては、市民の参加や利用者の意見を取り入れてほしい。」との意見があり、また、検討委員会においても、「市は利用者等の意見も聞きながら進めると思うが、計画から読み取れるように明記した方が良い。」との意見があったので、最後に、利用者の意見も配慮する旨の一文を加えた。

以上の主な修正のほか、いくつか事務局で文言やデータの更新等の修正を行っている。

この案については、今後、庁議を経て、計画として決定したいと考えている。

事務局からの説明は以上である。

【意見等】

(須田総務部長)

本計画は、政策企画課が中心となって策定していたが、策定後は総務部の所管とすることを予定している。資料1の67ページに改修計画の記載があるが、計画に基づいて翌年度から何をどうしていくかという進捗管理をしなければならない。それぞれ新規拡充シートを提出していただき、政策企画課で採択をする以前に、総務部が具体的な状況をヒアリングを行う必要があると考えている。

(神田市長公室長)

この計画を材料にそれぞれの所管が、今一度、事業の実施に向けて考え、協力いただきたい。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 第4次朝霞市防犯推進計画(案)

【説明】

(担当課2: 又賀危機管理室長)

資料1の1ページを御覧いただきたい。

本計画の策定の趣旨であるが、近年犯罪の発生は減少する傾向にあるが、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもに対する声かけ事案などが多くなっており、引き続き防犯施策を推進していく必要があることから、今回第4次計画を策定するものである。

1 ページの下部「2 市民意識調査にみる施策満足度・重要度」について、これは令和元年12月に実施した、第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定に伴う市民意識調査においても、満足度よりも重要度の方が高い結果となっていることから、防犯施策を推進していく必要があると考えられる。

2 ページから10ページには、本市の犯罪情勢とその背景が記載されている。8ページ及び9ページを御覧いただきたい。強化している取組として特殊詐欺被害の発生状況と子どもに対する声かけ事案の発生認知件数をまとめている。

11 ページを御覧いただきたい。計画の見直しに当たっては、「(1) 第3次防犯推進計画の総括」、「(2) 埼玉県防犯のまちづくり推進計画と(令和2年度～6年度)の関係」と「5 第4次朝霞市防犯推進計画の方向性」を示している。第4次朝霞市防犯推進計画の方向性の具体的なものとしては、記載のとおり、「1 第3次計画の取組を継続する」「2 広報、啓発活動を強化する」「3 事業者との連携を強化する」と定めている。

12 ページ及び13 ページは、第3次計画と変更はない。

14 ページを御覧いただきたい。「2 実施計画」だが、本計画が決定した後、関連部署と調整のうえ、令和3年当初までには策定したいと考えている。

15 ページを御覧いただきたい。市、市民、事業者等が取り組むべき施策を記載している。

16 ページを御覧いただきたい。ここから具体的な取組だが、第4次計画から新たに取り組む施策のみ説明する。17 ページ、(1) ①内の「朝霞市キャラクター「ぼぼたん」の活用」「DV(ドメスティック・バイオレンス)相談窓口の市ホームページへの掲載」「性犯罪・性暴力相談窓口の市ホームページへの掲載」「女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャンペーン)の実施」を新たな取組として追加している。18 ページについては、「防犯協定の締結(防犯カメラ設置の推進)」となっているが、朝霞警察及び事業者と連携して防犯カメラ内蔵の自動販売機設置の検討を行っていることから、括弧内の防犯カメラの設置の推進を追加した。(2)「④犯罪被害者支援活動の充実」は新たに追加した取組である。20 ページは、「⑤子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実」及び「⑥インターネットの安全利用の推進」が新たな取組である。21 ページについては、(5)内の「わんわんパトロール実施への支援」が新たな取組である。

33 ページの策定経過であるが、庁内の会議と外部の防犯推進計画会議を経て、この計画をまとめたことを示している。

説明は以上である。

【意見等】

(金子学校教育部長)

資料1の2ページ、下から5行目に「子どもに対する声掛け事案の発生認知件数についても同様に増加傾向はなく」と記載がある。一方、20ページには「近年、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没など、子どもを狙った犯罪の全庁行為が多く発生しています」と記載がある。実感としてはこちらが正しいと感じている。件数自体は減っているが、子どもを狙った犯罪が深刻化しているので、警鐘を鳴らす意味でも、2ページの表現を再度

検討していただきたい。

(担当課 2 : 又賀危機管理室長)

2 ページの表現を、20 ページの表現と整合がとれるように修正する。

(宮村市民環境部長)

第4次計画からの新たな取組がわかるよう「(新)」と表記するなど、工夫してはどうか。

(須田総務部長)

第4次計画の売りもわかりやすくなるので、16 ページに「新」という項目を設けるなど、新たな取組がわかるように表記すべきである。

(担当課 2 : 又賀危機管理室長)

市民にとってわかりやすいということも重要なので、標記を工夫する。

(三田福祉部長)

資料1の9 ページ、13 ページの表が他のページの表に比べて大きいので、調整すべき。

(担当課 2 : 又賀危機管理室長)

調整する。

(神田市長公室長)

表紙については、元号及び西暦を併記するよう、修正していただきたい。また、計画内についても可能な限り併記するようにはしていただきたい。

また、長期的にみると、犯罪認知件数が下がっている傾向にあるとのことだが、犯罪は社会経済と連動している。そのことも踏まえて今後の事務を進めてほしい。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 第4期朝霞市地域福祉計画(案)

【説明】

(担当課 3 : 佐藤福祉部参事兼福祉相談課長)

資料1を御覧いただきたい。

初めに計画期間だが、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする第3期地域福祉計画が終了することから、新たに令和3年度から令和7年度までの5年間を計

画期間としている。

主なポイントだが、平成30年施行の社会福祉法の改正を受け、地域福祉計画は福祉分野の上位計画に位置づけられ、福祉に関わる個別計画との整合性を保ちつつ、地域福祉施策の基本的な方向性を示すものとなった。なお、現在策定中の第5次総合計画後期基本計画との整合性も図るよう努めている。

次に、国が進める「地域共生社会の実現」に向けて、高齢者、障害、子ども、生活困窮など制度分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、住民一人一人の暮らしと生きがいとともに創っていく社会を目指すという前提のもとに策定している。

次に、地域福祉を進めていくうえで社会福祉協議会の役割は欠かせないことから、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と協働して策定に取り組み、計画書自体も一冊の冊子にまとめた。

次に、再犯防止等の推進に関する法律の施行により、市町村に再犯防止推進計画の策定の努力義務が課せられたことから、地域福祉計画の一部に再犯防止計画として位置づけた。この他、総合計画に倣い、SDGsの理念を踏まえていることを位置付けている。

資料2の目次を御覧いただきたい。

実際の冊子には、目次の前に市長あいさつと、社協会長のあいさつを掲載する。

計画書の構成になるが、第1章では、計画の策定にあたってとして、計画策定の背景、や計画の位置付けなどを、第2章では、市を取り巻く地域福祉の現状として、統計データや各種アンケート調査、地域懇談会の実施状況などについて掲載している。

第3章では、基本理念、基本目標、施策の体系等を、第4章では施策の展開について、第5章では計画の推進体制について、そして最後に参考資料を掲載している。

54ページを御覧いただきたい。

施策の体系だが、一番左に計画の基本理念、「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」として定めている。この基本理念は、第3期の計画の理念と同じとした。国が進める「地域共生社会の実現」に即していることと併せて、市と社協がこの言葉をもっと発信して、市民や関係者に浸透してほしいことから、引き続き継承していくこととした。

次に、基本目標として3つの目標を定め、その下に17の施策の方向性を位置付けている。基本目標では、仕組みづくり、心づくり、地域づくりの3つの区分に分け、施策の方向性では、第3期の計画から新たに位置付けたものは5つある。

新たなものは、「(3) 保健医療・社会福祉サービスの充実」、「(4) 権利擁護の推進」、「(15) 外出・移動の支援」、「(16) 住まいの確保等への支援」、「(17) 再犯防止の推進」で、今後、地域で支えていく新たな課題、懸案事項として、地域連携の必要性が高くなっていることから位置付けることとした。

次に、施策の方向性の構成だが、62ページを御覧いただきたい。方向性ごとに、現状と課題、アンケート等から見える傾向を記載し、目指す姿を記載している。

続いて市の主な取組、市の指標・目標、そして、社協の主な取組、社協の指標・目標を位置付け、最後に市民及び関係団体等が地域でできることを書き出し、イラストの吹き出しで例示などの掲載もしている。

策定後の計画の進捗管理については、社会福祉法及び条例の規定により、地域福祉計画

推進委員会で確認及び評価を行うこととしている。

説明は以上である。

【意見等】

(須田総務部長)

地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画を合わせたものと理解したが、市の所管と社協の所管が混ざっており、この計画自体が、市としては地域福祉計画であり、社協としては地域福祉活動計画だということによろしいか。

(担当課3：佐藤福祉部参事兼福祉相談課長)

そのとおりである。調査も地域懇談会も共同で行っており、潜在している課題等は同じなので、同じ作りこみとした。共同で並べる形をとりつつも、同じ目的で作っている。

(須田総務部長)

推進体制については、市は地域福祉計画推進委員会で進行管理を行い、社協は社協の機関で進行管理を行うということによろしいか。

(担当課3：佐藤福祉部参事兼福祉相談課長)

そのとおりである。なお、別々の審議会ではあるが、委員は同じであり、一緒に審議を行っている。今後もそういった形で進行管理を行っていく予定である。

(神田市長公室長)

珍しいことをしているわけではなく、連携を重視した体制を組むという積極的な理由と理解してよろしいか。

(担当課3：佐藤福祉部参事兼福祉相談課長)

そのとおりである。

(須田総務部長)

審議会は別々に開催されるのか。報酬の取り扱いはどうなっているか。

(担当課3：佐藤福祉部参事兼福祉相談課長)

合同の会議として開催している。社協側は無報酬となっており、報酬が発生する場合は、市からのみ支払われる。

(宮村市民環境部長)

資料2の115ページに再犯防止推進計画の記載があるが、この計画も朝霞市地域福祉計画推進委員会で進行管理するのか。

(担当課3：佐藤福祉部参事兼福祉相談課長)

他市の状況を参考に、地域福祉計画に位置付けることとした。主な取組として更生保護も取り扱っているので、そういった施策を位置付けている。

(宮村市民環境部長)

この内容で、国は当市が再犯防止推進計画を策定したことを認めるのか。

(担当課3：佐藤福祉部参事兼福祉相談課長)

国が認めるかどうかはわからないが、他市も同じようにしていることは確かである。

(笠間都市建設部長)

資料2の130ページ内に、朝霞市地域福祉計画推進委員会で審議された旨の記載があるが、社協も審議会を合同で開催したと記載がないと社協はどのように検討したかわからないので、追記が必要ではないか。

(担当課3：佐藤福祉部参事兼福祉相談課長)

いただいた意見を踏まえ、必要な補足をする。

(神田市長公室長)

施策体系等のなかで、第4期計画からの新たな取組がわかるように表記してはどうか。

(担当課3：佐藤福祉部参事兼福祉相談課長)

いただいた意見のとおり追記する。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

4 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画（案）

【説明】

(担当課4：菊島福祉部次長兼障害福祉課長)

資料1を御覧いただきたい。

計画策定の趣旨であるが、平成30年3月に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定した「第5期朝霞市障害福祉計画」の計画期間が令和2年度で終了するので、新たに計画を策定する。名称については、「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」とした。

計画の期間であるが、令和3年度から令和5年度までの3年間としている。

計画策定の主なポイント、基本的理念であるが、計画の策定に当たっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、基本指針としているが、七つの基本的理念を踏まえて策定することになっている。新たなものとしては、「障害福祉人材の確保」「障害者の社会参加を支える取組」がある。

現状、課題の把握として、障害のある人や児童の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画に反映するための基礎資料とするため、各種障害手帳所持者・難病患者見舞金受給者、障害児等の保護者に対してアンケート調査、障害福祉サービス事業所等・障害者団体に対してヒアリング調査を実施した。その他、パブリック・コメント、福祉分野の他の計画と合同で市民懇談会を実施した。

次に基本目標であるが、国の基本指針に基づいて、計画最終年度である令和5年度の数値目標として8項目を定めている。新しいものとしては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」及び「福祉施設から一般就労への移行等」の指標が一部追加になっている。また、「発達障害者等に対する支援」「相談支援体制の充実・強化のための取組」「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」が新規追加となっている。

施策の方向性であるが、これらの数値目標を達成するために、「第5章サービス等の見込量とその確保の方策」と「第6章地域生活支援事業」において、活動指標として、事業ごとのサービス見込量等を定めている。

次に、計画の推進体制であるが、条例に基づく朝霞市障害者プラン推進委員会で進捗状況の報告及び評価を行うこととなっている。

計画書の字体については、製本時にユニバーサルデザインフォントとし、スマートフォンのアプリに対応した音声コードであるユニボイスコードを付ける予定である。

【意見等】

(毛利危機管理監)

資料2の62ページから64ページの表中の「検討」は、いつか数値が入るのか。

(担当課4：辻障害福祉課障害給付係主査)

(6)、(7)及び(8)については、新規で追加された目標である。特に(6)に関しては、全て「検討」としている。ペアレントプログラムなどについては、国の詳しい方針も公表されていない状況である。(7)及び(8)も同じような状況であり、市町村がどのようなことができるのか現状ではわからないため「検討」としている。

(神田市長公室長)

補足してはどうか。

(担当課4：辻障害福祉課障害給付係主査)

「検討」としている箇所については、その説明の文言を補足する。

(須田総務部長)

「障害」と「障害者」をどのように使い分けしているか。障害者プランには「障害者」という言葉が入っており、国の計画は障害者基本計画、埼玉県は埼玉県障害者支援計画となっているが、本市の計画も障害者福祉計画とする考えはないのか。

(担当課4：辻障害福祉課障害給付係主査)

資料2の8ページを御覧いただきたい。障害福祉計画については、障害者総合支援法において、障害福祉サービスの見込量を定めることを主とし、障害福祉計画と名称が規定されているため、この名称としている。ここでは、18歳以上を障害者、18歳未満を障害児としている。一方、障害者プランについては、障害者基本法において「市町村障害者計画」を定めることと規定されているため、本市においては「朝霞市障害者プラン」と名付け、使い分けている。ここでは、障害者という言葉は障害をお持ちの方全般としている。埼玉県では、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び障害児福祉計画を併せて障害者支援計画を策定している。

(神田市長公室長)

障害者プランが上位計画で、障害福祉計画及び障害児福祉計画は実施計画という位置付けでよろしいか。

(担当課4：辻障害福祉課障害給付係主査)

そのとおりである。

(須田総務部長)

令和6年度以降は、第6次障害者プラン、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画、一体のものを作成するという構想だということ間違いはないか。

(担当課4：辻障害福祉課障害給付係主査)

そのとおりである。冊子として一冊にまとめる予定である。

(須田総務部長)

感想だが、計画期間が短いと感じた。法定であれば3年ごとに計画を策定するのは仕方ないが、3年で成果を把握し次期計画に反映するのは難しいことである。今後、事務的にやりやすい方法があれば、検討してほしい。

(神田市長公室長)

法律が複雑で、市民はもちろん我々にも難しい内容である。今後も市民にとってわかりやすくしてほしい。

(關野副市長)

資料1の2ページ、「6施策の方向性」の中で「見込量の算定については、原則として新型コロナウイルス感染症の影響はないものとする」と記載があるが、感染症の影響は少ないので読み込み済みという意味なのか、それとも、読み込みは難しいので読み込んでいないという意味なのか。

(担当課4：辻障害福祉課障害給付係主査)

読み込んでいないという意味である。埼玉県のQ&Aでは新型コロナウイルス感染症発生前の令和2年2月以前の実績からサービス見込量を算定することになっており、これを参考にしている。実際の事業では、新型コロナウイルス感染症の影響と対策を考慮してサービスを展開していく必要がある。このことがわかるような補足を記載する。

(神田市長公室長)

今の説明内容について記載しなければ疑義を呼んでしまう。新型コロナウイルス感染症について、現実的な対応も組まれているが、計算上は県の方針に従っていると言葉を足すべきである。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

5 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

【説明】

(担当課5：望月長寿はつらつ課長)

本計画は、高齢者福祉の計画と合わせて、3年に一度、介護保険事業計画を見直し、同期間の介護保険料を定める計画として策定する。

資料1概要に沿い、説明する。

1 計画策定の背景である。資料2、61ページも御覧いただきたい。

61ページのグラフのとおり、令和3年から令和5年にかけて、65歳以上人口は300人の増と推計しているが、75歳未満の前期高齢者は660人減少し、認知症など介護が必要となる可能性の高い、後期高齢者人口は、960人増加すると見込まれる。

本市の場合、現役世代が65歳以上となる令和22年2040年には、75歳未満の前期高齢者人口は、再度増加すると見込まれる。

また、64ページのとおり、一人暮らしなど、高齢者世帯の増加も見込まれるので、身寄りのない方の問題や、8050問題、老老介護など、高齢者を取り巻く課題は複雑・多様化している。

第6期、7期と、団塊の世代の全ての方が75歳以上となる、令和7年2025年を目

指し、資料2の3ページのとおり、地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組んでいるが、第8期計画では、令和7年のみならず、団塊ジュニアが65歳以上となる、令和22年の双方を見据えながら、高齢者が住み慣れた朝霞で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指し、資料1のとおり、基本理念、基本目標を設定し、介護保険事業の安定的運営も目指し、本計画を策定している。

資料1の2、具体的な施策目標・施策体系は、資料2の14ページ、15ページを御覧いただきたい。

資料1には、三つの施策目標に向かい、8期計画での、主な取り組みを記載している。施策目標1では、新たに、就労的支援や後期高齢者の保健事業と介護予防などの取組を、施策目標2では、孤立防止策や、認知症施策の強化などの、取組を位置づけるほか、資料1の5、災害や感染症対策の推進の、位置づけを明らかにし、取組を充実している。

また、7の地域包括支援センターの機能強化については、基本理念の、地域に暮らす人と人、住民同士だけではなく、地域の医療・介護や民生委員などの関係団体も、つなぎ、安心して暮らせるためのネットワーク化を進め、基本目標の、地域共生社会を支える、地域包括ケアシステム確立の要の機関となるので、職員体制を充実させ、地域包括支援センターを設置している、日常生活圏域を、5から6圏域へ見直し、障害や子どもなどの様々な課題へも、重層的に支援する体制の整備を目指し、基幹型地域包括支援センター設置の検討も、位置づけている。

次に施策目標の3では、市が指定する地域密着型介護サービスの基盤整備として、在宅で医療的なケアにも対応する、看護小規模多機能型居宅介護と、7期で未設置となった、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進め、在宅介護サービスの充実を図る。

最後に3の介護保険事業の見込みと保険料の設定であるが、資料2の115ページも御覧いただきたい。

第8期計画期間の介護保険事業の総額を見込み、65歳以上の方が、負担すべき介護保険料を算定した結果、保険料基準額は、第5段階の、年額68,400円、月額5,700円となり、第7期の月額基準額4,950円より、750円増となっている。

また、所得段階別の保険料率は、本市は、これまでも第1から第3段階は、国基準より低く設定しているが、第8期からは、第4段階の保険料率についても、国基準より0.05低く設定し、低所得者支援の拡充を図っている。

介護保険事業費の財源構成は、資料2の116ページを御覧いただきたい。

なお、本計画書の文字は、ユニバーサルデザインのUDユニフォントとし、各ページにはユニボイスのQRコードを印刷する予定である。

説明は以上である。

【意見等】

(須田総務部長)

資料1の「Ⅲ第5章介護保険事業の見込みと保険料の設定」内に「3月議会に介護保険条例の改正議案を上程」と記載があるが、議決後でなければこの冊子を公表することはできないと考えるが、いつ頃発行する予定か。

(担当課 5：望月長寿はつらつ課長)

介護保険事業計画は、計画期間内の介護保険総事業費から、同期間内の介護保険料を規定する計画である。このため、介護保険条例の条例案が議決されて計画が決定するものである。その後、4月に印刷製本を行い、発行する。

(須田総務部長)

庁議にかける際は、介護保険料以外の部分について諮り、決定するという事によろしいか。

(担当課 5：望月長寿はつらつ課長)

そのとおりである。庁議において計画内容を決定いただき、その後、3月議会において、本市の介護保険料を定める介護保険条例の改定について議決を経ることで、本計画が確定する。

(須田総務部長)

12月議会で条例を決定することはできないのか。

(担当課 5：望月長寿はつらつ課長)

国が介護保険報酬改定を示すのが1月となっているため、3月議会で条例を議決いただくことになる。

【結果】

原案のとおりとし、庁議に諮ることとする。

【議題】

6 朝霞市地域公共交通計画（案）

【説明】

(担当課 6：宇野審議監兼まちづくり推進課長)

それでは、資料1「朝霞市地域公共交通計画（案）」について説明する。本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとして作成するものである。

目次を御覧いただきたい。本計画は、八つの章で構成している。

それでは、1ページ、第1章「計画の概要」を御覧いただきたい。1の「計画の目的」では、本計画を策定する背景及び目的を記載している。2ページでは、「計画の位置づけ」、「計画の区域、対象、期間」を記載している。

次に第2章3ページから6ページでは、上位計画と関連計画を整理し、記載している。

次に第3章7ページから26ページに朝霞市の現状を記載している。13ページを御覧

いただきたい、3公共交通等の現況について、次の14ページを御覧いただきたい。ここでは、市内路線バスの状況について記載し、参考として、新電元工業の操業開始に伴うバス路線の新設内容を掲載している。なお、運行は来月29日からを予定している。

次に第4章27ページから41ページに公共交通利用者のニーズの整理として、実施したアンケート調査の概要及び結果を記載している。

次に42ページ、第5章「朝霞市の地域公共交通の課題」を御覧いただきたい。ここでは、上位計画や関連計画との連携整合、人口動向や公共交通の現況及びアンケート調査による利用者ニーズを踏まえ、A3の右側になるが、公共交通の課題として①「持続可能な地域公共交通の確保」など、4項目を整理している。

次に43ページを御覧いただきたい、第6章「基本的な方針及び目標」では、上位計画や関連計画を踏まえ、基本的な方針を「市民のいきいきとした暮らしを支え続ける便利で快適な地域公共交通」に設定した。この方針や地域公共交通の課題を踏まえ、計画の目標を2項目設定したほか、次頁44ページに、本市の目指すべき交通体系を記載している。なお、鉄道、バスのほか、シェアサイクルも計画に組み込み、きめ細かな地域公共交通体系の構築を目指す。

次に第7章、45ページ「計画目標に対する施策」を御覧いただきたい。ここでは、前述した本計画の目標に対する施策の方向性を12項目に整理し記載している。

次に46ページから80ページには、この12の方向性に紐づく32の施策をまとめ、具体的な内容を記載している。主な施策を紹介する。46ページから49ページを御覧いただきたい。ここでは、公共交通空白地区の改善に関連して、47ページの施策①-1「先行検討地区への新たな公共交通の導入」など、4施策を掲げている。次に、57ページと58ページに朝霞台駅のエレベーターの設置等のバリアフリー化整備に向けての施策を掲げている。なお、朝霞台駅については、東武鉄道よると、「朝霞台駅は、エレベーターの設置に伴い、駅舎全体を耐火構造にする必要があり、引き続き、駅舎の改修を含めた検討を進めている」とのことである。

次に62ページに「路線バスの確保・維持」、63ページに「市内循環バスの運行計画や弾力的な運行体制の見直し」に関連する施策を掲げている。

次に81ページ、第8章「計画の達成状況の評価」では、施策の進捗状況を明確にするため、目安となる評価指標と目標値を設定し、82ページでは、本計画の推進体制と計画の進行管理について記載している。

最後に計画策定の経過だが、83ページ上段に協議会等の開催経緯を記載している。

なお、パブリック・コメント及び職員コメントを実施し、5名92件の意見があり、必要に応じて計画案に反映している。今後の予定だが、2月16日の庁議を経て、2月18日の全員協議会で説明を予定している。

以上が朝霞市地域公共交通計画(案)の説明となる。

【意見等】

(宮村市民環境部長)

資料1の15ページ、図に駅名を入れるべきではないか。

(担当課6：宇野審議監兼まちづくり推進課長)

必要なものについては駅名を記載する。

(須田総務部長)

シェアサイクルについては実証実験段階と理解しており、効果がなければ中止することもあると考えていたが、続けるものとして施策に組み込まれている。このことについて説明されたい。

(担当課6：宇野審議監兼まちづくり推進課長)

実証実験は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、検証すべき内容も変わってくることを踏まえ、令和4年3月までフェーズ2として延長した。

国は地域公共交通計画にシェアサイクルを位置付けるのが好ましいと示しているため、本市も計画に組み込むこととした。

現在実証実験を行っているが、市の投資としては、人件費と行政財産使用等の減免のみである。利用回数は1か月で約3万程度であり、地域公共交通を補完する乗り物の一つとして、市民にも認知されつつあると考えている。

(須田総務部長)

シェアサイクルは、公共交通の有効な手段として計画に位置付け、実施していく方針があり、やり方を工夫し、変更していくことはあるかもしれないが、シェアサイクルをやめるという選択肢は基本的にはないという理解でよろしいか。

(担当課6：宇野審議監兼まちづくり推進課長)

予定していなかった効果として、駅前の放置自転車の減少傾向にある。また、今のところ大きな事故や苦情の報告もない。事業者が運営しているため、収支状況等がうまくいかなければ続けることはできないが、フェーズ2の実証実験で検証し、継続していきたい。

(毛利危機管理監)

資料1の42ページには、本市の上位・関連計画と現況を踏まえて課題を整理したと記載がある。しかし、43ページの図では、公共交通の課題は上位・関連計画とは別に現況だけから出しているという見方になってしまうのではないか。これでは、課題の抽出後に上位・関連計画を入れ込んで目標を設定したと見受けられる。42ページの表現と合わないのではないか。

(担当課6：宇野審議監兼まちづくり推進課長)

表現を見直すこととする。

(神田市長公室長)

資料1の13ページ「3 公共交通等の現況」に「新型コロナウイルス感染拡大の影響

により、各公共交通の利用は大幅に減少している。」と記載があるが、表現が唐突である。図10の乗降客数の推移のデータは平成30年までだが、視覚的に説明できるデータ等を追加すべきではないか。

(担当課6：宇野審議監兼まちづくり推進課長)

計画に掲載できる最新のデータがあるかどうか調査し、わかりやすいデータがあれば掲載する。データがない場合は文章を補足する。

(神田市長公室長)

14ページの図11内の平成28年及び平成29年のデータが掲載できないのはなぜか。

(担当課6：宇野審議監兼まちづくり推進課長)

バス会社の集計方法に差異があった。表記や説明について再度検討する。

(關野副市長)

公共目的輸送と福祉目的輸送の機能は別だと考えているが、本計画に福祉目的輸送についてどの程度入れ込むか難しい問題だと感じている。今後、区分け等についてはどのように考えていくのか。

(担当課6：宇野審議監兼まちづくり推進課長)

地域公共交通計画は、公共交通網について、幅広く入れ込むことを前提としている。交通弱者についても計画に含まれ、当然、福祉や高齢者計画との連携もしていく。家から300メートルの範囲に駅、もしくはバス停があるというネットワークを組んでいくが、300メートルも移動できないという方もいらっしゃる。そのような方に向けて、これまでも本市では、福祉や高齢者の部門で施策を実施しているが、今後もニーズや人口構成等の状況の変化に応じて各部門で検討し、連携していきたい。公共交通網についても様々な意見があるが、まずは市内のネットワークを構築し、その後、意見を取り入れながら進めていきたいと考えている。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】